

○長谷川(正)委員 その後伺いますと、学部長その他責任者が、そういう事態に対して辞表を出しているというようなことも伺っておりますが、なぜそういうことになつたか、その点について文部省としてはどういうお考え、あるいははどういう責任を感じておられるか、その点をお尋ねします。

○杉江政府委員 まず教授会で正式に決定されながら、学生の反対によつて一月中旬から授業が行なわれております。しかも学生は学校の自主管理と称して、実事上医学部の校舎を占拠し、教官をも中に入れないような激しいやり方をしてまいりました。教授会としてはその説得に努力されたのでありますけれども、なかなか学生は承知せず、つい数日前までそういった非常に異常な事態が続いたのであります。しかも横浜国立大学の試験は目前に控えておる、すみやかな解決をはからなければならぬ、こういう立場からその責任を感じられたというのが第一の原因ではないかと私は考えております。それから実態の面におきましては、学生側の主張として、教授会の決定があまりにも唐突ではないか、十分な審議が尽くされてなかつたのではないかとも強く主張しております。そういふ点において教授会内部においてもいろいろ議論もあり、その点において教授会内部の十分な意見統一もできなかつたというような点も、辞退された原因をなしてゐるのじゃないか。私は、大きくいつていまの二つの点が辞退された原因ではないかと思います。

○長谷川(正)委員 教授会が非常に唐突にきめたということですが、学生側の非常な批判の一つの問題になつておるといういまの御答弁ですが、実情は、教授会はどうであつたのか。学部長としては、不十分な審議の上に答申をしたといふような事実があるのかないのか、その点はどう把握されおりりますか。

○杉江政府委員 教授会は、一月六日の教授会において、名称変更についてこれを可とする決定をされたのであります。それ以前において、教授会は、教授会はどうであつたのか。学部長としてにおいて十分な審議をされてなかつたことは事実

のようであります。その点においてもう少ししばしばやられたほうがよかつたのではないかといふ意見もあるし、結果から見ればそういった点も反省されると思います。ただ私は、この問題についてもう一年前からいろいろお話し合いを進めておつた、で、そのことはもう広く関係者に周知されておつたところだと思います。成規の教授会においての審議は十分でなかつたとはいひながら、そういうことが問題になつてゐる、そして大勢としてはそれが変更の方向に進んでおるということは、私は関係者の方々は多く了承されてきたところだと思うのです。そういう状況を考えますと、正式の教授会における審議は十分でなかつたとはいひながら、しかし一月六日の正式の教授会においては成規の手続においてその審議を了され、正式の決定をされておるのでありますと、私はその間重大な誤謬ないし不備があつたとは考えておりません。

聞いて御相談申し上げてきましたところであります。学内でそれをどうするかということは、それこそ私は大学自体の御判断にゆだねるべき課題だと思います。そこで学部の御判断によっていまのようないふうな御判断に対しても文部省がと念なことがあります。私はそれは單にそういうふた手続だけの問題ではなくして、もっと本質的な問題がからんでおると思います。と申しますのは、結局、名称変更そのものに反対だ、この際、教授会は決定機関だけれども、それを撤回させようという強い要求があつて、それが撤回させる一つの——私はあえて口実と言いたいのでありますのが、いまのような点についての非難がなされておるのは事実でありますけれども、本質的にこの名前を変更に反対しよう、そのためにはあえて手段を選ばないという学生の行き方そのものに、私は、この紛争は重大な反省を求めていると思うのであります。

○杉江政府委員　名称変更に便連してあのようないふ争が生じたこと自体非常に残念なことであり、その点において私どもいろいろな点反省しなければならないと考えております。ただ私は、少なくとも文部省の立場でこの問題を扱うやり方手続において遺憾な点があるという反省は、率直なところいたさないのであります。というのは、この問題はもう前からの問題で、できるなら一年前にもやりたいということで、ある程度そういうお話し合いもしてきたような問題なんです。しかし一年前においては諸般の状況が伴わなかつたから、そこでむしろいろいろな問題の実施を二年延ばしまして、今度はひとつ十分お話し合いをして御納得を求めて、スムーズにやりたいということではないという立場でやってきておりますので、私は最善の努力をしたつもりであります。そういうふうなことから各大学でそれをどう扱われるかというようなことまで、私どもはむしろすべきではないという立場でやってきておりますので、この問題の扱い方について私はこの程度で許されるのではないか、率直にそういうふうに考えております。

けているという点は、一般的な行政のあり方として私は今後特に文教、教育行政については慎重な配慮をしてほしいということを申し上げます。

しかしこれは一般的な行政の問題ですが、いま局長の触れました本質の問題に一步入ってみたいと思いますが、なぜこのように学生が三ヵ月間にわたっていわばストライキというような状況に入ってきたのか、また教授会が非常に審議が不十分であったということを、あとになって学部長はじめ認めているというような事態が起こってきたか、しかも文部省はあくまで一へん了承を得たのだからといって、鬼の首を取ったようにしゃにむに立法化しようとするのか、その辺に文部省の教育行政に対する非常に権力的なやり方というにおいて強く感ずるわけありますが、その点に対しまして私はいま二つのことを申し上げたように、学生側が本質的になぜそのように反対することになったのか、それをどう把握すればいいのか、それからもう一つの問題は、いま申し上げたように権力的なにおいてはしないか、この点についてお答えいただきたいと思います。

○ 杉江政府委員 繰り返し申し上げますように、一年間お話し合いを続けてまいった、それで最終的に正式の教授会で決定されたのであります。しかし、それは教授会としてはそのことについてこれを再検討するとかいうような動きは全然示しておられないのです。私どもはやはりそういった正式の教授会の決定の線に沿って事を進めしていくというのが行政の当然の立場だと了解しております。決して文部省がその教授会の御意向に對してからつたり、また特別な意図を加えたりするようなことは全然ないわけでありますから、そういう意味において、この問題の処理について考え方を一にしておるのではないかと思うのであります。

私は権力的だとおっしゃる意味が十分了解できなないのであります。

それから学生がなぜこれに反対するかという点については、これは推測でありますけれども、やはり名称変更についての一般の反対とおそらく考え方を一にしておるのではないかと思うのであります。

○長谷川(正)委員 旧制師範の復活ではないか、また大学としての広い学問探究から、非常に狭い道に追い込まれていくのではないか、こういったことが学生側の大きい関心ではないか。またそれに伴って、いまちょっとおしまいのほうがよくわからなかつたのですが、学科や科目、そういうものの変更に伴う人事問題等を心配しておるのではないかというようなこともいまちょっとと言われたと思うのです。おそらくそういうことはすべてやはり私も学生側が反対をする重要な原因の一つだと思います。そこで私どもも、学生側の意見を詳しくは知りませんけれども、同様な心配をこの問題については持つわけです。そこで、ほんとうはこれは文部大臣にお伺いしたいのですが、大臣がまだお見えになりませんから、局長なり次官からお答えを願うよりしようがありませんが、そもそも戦前の旧制師範における教員養成と戦後の新しい憲法下における教員養成との根本的な考え方の相違、あるいはその学問のしかたの違い、それをどういうふうにお考えになつておりますか。

ます。名称変更についての反対の一般的なものとしては、これを名称変更することによって、かつての師範学校タイプの教育が行なわれるのじゃないか、そういう点が最も基本的な反対の理由だと申します。そういう点と関連するのでありますけれども、学芸学部で教員に必ずしもならない者までも入ってくる余地を残し、また教員養成学部で要求される教職科目等も履修しないで卒業できる道を残しておいてくれというような主張も、それに関連してあるのではないかと思います。それから学生のほうの意見として、それほど強いとは考ふませんけれども、今まである教育学部というものは非常に教官組織等が貧弱であります。そういう點た、すでにある教員養成をしておる教育学部のように名称変更によってかえって教官組織、規模等が縮小されるのではないか、そういうふうな懸念もあるいは加わっていたかと思います。大体以上のように思ひます。

○長谷川(正)委員 非常に抽象的な御答弁なんですが、それじやもうちょっと角度を変えて伺います。新制大学の一つの理念は、教養豊かな人間をつくつていいこうという理念があるわけであります。その基本的な考え方では、教員養成学部においても当然適用されるのであります。そういう点で戦前とは非常に大きな進歩があるわけでありますし、また大学において教員養成を行なう、その一点から、いろんな御心配も多くは杞憂だと私は考えておるわけであります。

○杉江政府委員 旧制師範学校の教育においては、教育内容を基本的に国できめておったのです。が、そのきめ方においては、やはり当時における国家主義的な色彩が多くカリキュラムに浸透しておったのであります。そして一段改修といふ点

○杉江政府委員 根本的な相違は、戦後における教員養成は大学においてこれを行なう。戦前はこれを大学において行なわなかつたのであります。戦後はこれを大学において行なうところに根本的な相違があります。大学は、学問、教育、研究の最高の学府であります。そして、ここには大学における自治が認められております。そういう大学において教員養成もやるんだといふ点が最も大きな相違点であります。また大学でこれを行なうという限りにおいて、かつての師範学校のような教育に復活するという心配はきわめて薄いと考えてよろしいと私は思うのであります。

それから教育学部にすることによつて、何か職人養成のような考え方方が入つてくるんじやないかといふ御懸念もあるわけでありますけれども、大学において教員養成を行なうということは、大学一般の原則が適用されるということであります。たとえば、一般改鑑も也学部と同義な一般改鑑を

单に看板が変わるだけで何でもないじゃないか、
言えどもそれまでありますけれども、非常に私は
もが心配するのはこの点にかかるわけでも
ります。大学という名前は残しておるけれども、
教員養成という目的大学にして、とによつて、
ま文部省が用意をされているという教員の免許
等と関連しまして事实上大学の学問の自由も自治
もそこなわれて、全く国家権力の目的に従つた教
科目だけを押しつけられて、それだけで教育をさ
れる。事实上旧制師範と同じような、自由な学問開
拓の探究の素養とか、あるいは社会科学的な教養と
か、そういうものがだんだん狭められていくの
ではないか。このことが非常に私どもとしてはは
ず正に立派な結果になりますし、戦前の教育がある而
では非常な効果もありましたけれども、ああいき
大きな戦争の惨禍に一億に近い国民があげて引き
ずられていつても、その誤謬を途中でみずから訂
正することができなかつたような深刻な反省より

についても、当時師範学校における一般教養の考え方などいうのは狹かつたと私は思うのであります。大きく言いましてそのような点について欠けていたと思います。よかったです点といえば、やはりその教育の目的もはつきりしておった。それらその教育課程が教員になるにふさわしいカリュラムが組まれておったということは、一方において欠点もありながら、たとえば小学校の生に必要な資質として、音楽もできる、体育もできるとか、全教科にわたって必要な教育を一應できるよう配慮されておった。そういうふうな点は長所であったと私は考へております。

○長谷川(正)委員 いまの御答弁で、特に欠陥として、教育の内容を国がきめて、非常に國家権力の統制といいますか、そういうものの支配の中教員養成が行なわれる、このことが一番欠陥です。戦後は、教員養成も学問の自由というものが保障されていなかったからでござつる。

私は権力的だとおっしゃる意味が十分了解できないのです。

私は権力的だとおっしゃる意味が十分理解できません。いのであります。

がまだお見えになりませんから、局長なり次官からお答えを願うよりしようがありませんが、そも

がまだお見えになりませんから、局長なり次官からお答えを願うよりしようがありませんが、そもそも戦前の旧制師範における教員養成と戦後の新しい憲法下における教員養成との根本的な考え方の相違、あるいはその学問のしかたの違い、それをどういうふうにお考えになつておりますか。

○ 杉江政府委員 すか。
旧制師範学校の教育において

○ 杉江政府委員 は、教育内容を基本的に國できめておったのです
が、そのきめ方においては、やはり當時における
國家主義的な色彩が多分にカリキュラムに浸透して
おったのであります。そして一段改鑒という点で

ではないか。このことが非常に私どもとしては心配になるわけでありますし、戦前の教育がある而

ではないか。このことが非常に私どもとしてはふた配になるわけでありますし、戦前の教育がある程度では非常な効果もありましたけれども、ああいざ大きな戦争の惨禍に一億に近い国民があげて引きずられていっても、その誤謬を途中でみずから訂正することができない、このような采削又は販賣す

に立って、教員養成というものは大学で行なうと
いうふうに大きく切りかわったわけだと思います
けれども、なるほど大学という名称はそのまま残
るにしても、教育大学になることにおいて、また
教育学部になることにより、教員養成目的のため
に大学そのものの本質からだんだん離れていく養
成機関になるということを強く心配するわけであ
ります。

ことに昨年発足した宮城教育大学の問題につき
ましては、当時上村委員もいろいろ質疑をされ
ました。

というのではなくて例がないのであります。いまでは文理学部がそれに匹敵するかもしません。しかし、文理学部は、なおもう少しはつきりしてゐる。しかしこれは複合学部でいろいろ問題があるからということで、いま改組を進めておるわけであります。その他私は、芸術学部ほど性格のあいまいな学部はほかにないと思うであります。むしろ発想としては、そういうふうなあいまいな学部は大学の学部としておかしいんじゃないか。いずれの学部ももつと目的、性格がはつきりしているわけであります。

それから教育課程などにおきましても、いざわしいカリキュラムを組んでいるわけです。そのことは大学設置基準に示されています。ところが、学芸学部についてはその目的、性格があいまいでありますから、ほかの学部が持つておるような設置基準さえもつくれなかつた。設置基準さえもつくれないような学部というのはきわめて変則であります。だから、設置基準もない、あるべき教育課程も基本がきまつていない、教官組織も整備できない、施設設備も整備できない、こういうふうな状況であつたのであります。こういったいわば大学の学部としての特殊部落だと私は思うのです。ほかで当然やっていることがやられていないのです。それで実態は教員養成をやつている。それはこの学部の整備、充実のために基本的な障害になつておる。それを反省し、他学部並みに目的、性格も明らかにし、そして設置基準をつくる。設置基準をつくるということは教育課程の基本がそこである程度示されるということであるわけであります。そういうふうにやろうといふのが今回の発想であるわけであります。だから、何かこんなことにして、ほかの学部と違うような特殊の部落をつくろうというのじゃなくて、むしろ今までのあり方が特殊部落だから、一般学部並みにこれを整備し、引き上げようというところに

○長谷川(正)委員 まあ懸念はないというお話を聞いております。な、いまの御質問に対しても、まだ一部しか答えてないのでありますけれども、そういうふうな名称をつけることがいいだろう、こういうふうな目的、性格を明らかにすれば、それに最もふさわしい御懸念から、むしろ性格を明らかにする。そして御相談してまいったわけであります。そういうふうな考え方ですから、教育学部になることによって大学教育の本質から離れていくのじゃないかという御懸念については、私はそういう御心配を目的とする学部ということになると、大学は本来研究の機能があるはずだ。学部は教育の単位でもあり、研究の単位でもある。そういう面がないもう一つ、よくいわれることは、何か教員養成がしろにされるのではないかという御質問がしばしばあるのです。しかしこれも、大学の学部である以上は教育の場であると同時に研究の場である。そういうことはこの名称を変更してもそれは厳として動かないことである。むしろいままでのようなり方では研究も十分でできないだろう。教官組織も不十分だし、施設設備も不十分だから目的、性格を明らかにして、それにふさわしい教官組織を整備し、研究のできるような配慮をしていきたい、こういう考え方でやつておるわけであります。だから現実に教育学部にするとともに、そういった研究機能をも拡充しようといふ考え方で、宮城教育大学には今まで学芸学部では設けられなかつた研究施設も設けたのであります。それからまた東京教育大学においては大学院もつくるという方向で整備をしておるのであります。そして、今回の措置によつて大学の学部としての教員養成をする学部においても研究機能は重要な実質を高める方向にこそ動くのであって、また動くべきであつて、いまのような御懸念はないと思います。

すか、むじでしまのお話を聞きながら、禾井一郎
う心配を深める面があるのです。たとえばいまお
話の教育学部という名称にすることによって目的的
なわけばめんどうは見てやらぬ。こういうような
行き方で、いよいよ文部省としての権力的な力を
なり職員の配置なり、いろいろなそういう充実の
発動させ、ひらめかせながら、金部学部名変更に
応じさせていく、こういったようないいにおいも非常
に強くするのであります。

私の伺つたところによりますと、福島大学では、
教授会ではこれは反対だ。ところがいよいよ締め
くくる段階になつて、反対の傾向が非常に強かつ
たけれども、しかしこれは反対をすると、いま局長
が言われたように、いろいろな点で整備拡充の計
画からはずされる。それではやむを得ないから、賛
成というわけにはいかないから、学部長一任とい
うかつこうにしてよう。こういうことになつて、結
果的には学部長の判断という形で教授会の意向が
まとめられて、答申をされ、名称を変更すること
になつた。こういう事実も伺つておるわけであり
まして、そういう点からも、どうも教育の権力統
制をさらに強めていくような感じがしてならない
わけであります。

まあ杉江局長自身は、ことばのとおりこれに
よつていよいよ教育学部というものが、学芸学部
の時代よりも大学らしく、學問研究についてもも
つと純粋にその内容を高めることが保障されるの
だ。こういうようにおっしゃっておられますし、
主観的にはこれはうそおっしゃつておるとは思
いませんけれども、過去の文教行政全体の流れの
中で、この問題につきましてはいまの御答弁をい
ただきましても、私は逆にそういう面で一そうち
制を強められるのではないかというような心配を
せざるを得ないのでござります。したがつてこれ
はいまおっしゃつたようなそのまかい各大学の
拡充の具体的な内容、それとさらに先ほど申し上
げた教員免許法の問題、そういうものが同時に

出されて総合的に審議されることになりますと、私どもが警戒していることは、当局の御配慮で実はそうではない、このようにしての面で前向きだということはあるいは明らかになるのかもわからりませんけれども、どうも私にはそういうふうには期待できない気がしてならない。文部大臣から、こういうわれわれの心配に対してどういうようなお考えであり、どういうような今後の運営についての御決意であるかを承りたいわけでありますけれども、大臣がいまだにおいてになりませんので、次官なり局長なりから、もし答弁があればいただきまして、一應私の質問を打ち切り、次の川崎君のほうにバトンを渡したいと思いますが、ひとつお願ひいたします。

● 雑多にやられておった。こういう現状にかんがみまして、やはり教育者になるのだ、そのためには教育を行なうのだといふその目的、性格のもとに教育内容も反省され、カリキュラムも整えられる、教科施設も整えられるということは、これは当然のことだと思います。ただし、それのやり方についてはあくまでも教育内容についての大いに自治を前提とする、学問の自由を前提としてやる、そのことは大学の学部である限り当然のことです。ただそれにしても、教員になるに必要な質の向上ということ、そういった大学教育という大前提の上に立ちながら、もう少し充実した教育が行なわれるようになります。こういう考え方を持つて事を進めておるつもりでございます。

○ 中野政府委員 間もなく大臣もこの席にお見えになりますが、いろいろと御意見なり御質疑が続けられたのでございまして、私もこの席で拝聴いたしまして、非常に啓発をされる点が多く多かったですことをお礼申し上げます。

杉江局長のほうから御答弁を申し上げたわけでございますが、私自身ただ一言で申し上げますならば、この質疑応答の間で示されました先生の御意図、お考え等につきまして、まだ文部省の態度につきまして、将来をかけて御心配の趣も多あつたように存じます。御意見は十分参考にさせていただきまして、先生の御心配のないよう私どもつとめてまいりたい、かように存じますので、御了承をとれなかつた理由は何ですか。

○ 長谷川(正)委員 終わりります。

○ 八田委員長 川崎寛治君。

○ 川崎(寛)委員 大阪学芸大学、秋田大学、それから東京学芸大学の学部変更について了承を得られなかつた、こういう経過について先ほど長谷川委員の質問に対する御答弁があつたわけあります。その了承をとれなかつた理由は何ですか。

○ 杉江政府委員 各大学によってそれれ多少の相違はありますけれども、一般的に見まして、やはりかつての師範学校のようなタイプの学部に変化するのじやないか、こういう御心配が一番多い

と思います。それからもう一つは、現にある教部——文理学部のあるところの教育学部のように、教官組織も貧弱な学部にされるのではないかという心配。それからムード的なものとしては、今まで使いなれてきた名称を何も変える必要はないじゃないかというような考え方もあるうかと思います。大体以上のようないふたつの点が反対のおもな点と承知しております。

○川崎(寛)委員 そのことについては、抽象的に高橋委員の質問に対してもそのような二つの理由を答弁されておるわけであります。なおその際に、されなかつたために今後の整備の基礎が薄弱になる、このように高橋委員の質問に対しても、なまになつてゐるわけでありますけれども、なぜ整備の基礎が薄弱になるか。たとえば予算をつけてやらないぞ、こういうふうなおどかしのつもりなんだから、あるいは学科目、教官組織の整備、そういうものが文部省で考えるようにならない、そういう意味で言つておられるのか。その点明確にしていただきたいと思います。

○杉江政府委員 理論的に言いますと、その学部の目的、性格が明らかにならない。したがつて、教育課程の大ワクもあるべき姿が明らかでない、いわゆる設置基準もきまらない、こういう状況では、これは整備の強固な基礎はないわけであります。そういう点から今まで学芸学部の整備が立ちあがってきた。大蔵省へ定員要求をしても、一体全体の姿はどうあるべきだ、その全体の基準に当てはめてここが不足だからこれを補つてくれ、こういうならわかるけれども、単にある部分だけをつかまえてこれが不足していると言つても、それは了解できないということを言われ続けてきました。だからそういう意味におきまして、その学部の目的、性格、設置基準、普通の基準に示されているあるべき教育課程の大ワクです。ただ、何もできないかといえば、現にその学芸学部といえども、やはり教員養成を主として行

なつてゐるわけであります。だから、今回私どもは、また違つたものにしようといふ考え方じやなくて、そういう実態に即して、そういう実態だから、その実態を最もよくあらわす名称は教育学部でしよう。そういうふうにすつりされたほうがよいのではないですか、こう申し上げておるわけであります。したがつて、形式的にいいますならば、今後も整備の基礎はきわめて薄弱なものになりますし、私どもは、そういういた教育の実態を考えて、これに対しても全く何もしないというような立場はとり得ないと考へております。

○川崎(寛)委員 教員養成系大学の設置基準がまだきめられていないわけですね。ところが一方財政当局が統一をせい、整備をせい、こういう要望を言われ続けたから、こういうことになりますと、本来大学設置基準があつて、それに沿つていくというのがかかるべき筋道であるのに、財政当局の要望にこたえるために文部省はこういう措置をとられようとしたわけですか。

○杉江政府委員 そうではありません。財政当局の……。(川崎(寛)委員「さつきそ」) いや、それは、現実にじゃないですか」と呼ぶ)いや、それは、現実に教官の定員増などを要求するときに、そういうことを言われて続けておつた。そのことは、基本的にその学部のあり方が、他学部に比べて、何といひますか、異なつてゐるということが、財政当局からもそういうことを言われる基礎にあるわけです。だから、その基礎を固めよう、本来言われなくたつて当然やるべきことなんだ、学部である以上当然やるべきことを、そういういろいろな弊害もあるからやりたい、やるべきだ、こういう考え方で進めておるわけであります。

○川崎(寛)委員 どうも明確じゃないのですが、それならば、大学設置基準がおくれているのはどういうわけですか。

○杉江政府委員 それは学部の目的、性格が明らかでなかつたからであります。だから、その設置基準をやろうとする、議論百出してもまとまらないというのが今までの状況であつたわけ

あります。

○川崎(寛)委員 それであれば、なおさら問題は

大きいと思うのですね。議論百出してまとまらなかつた。議論百出してまとまらなかつた大学設置基準が、定められない前に、学科のあるいは教官組織の整備、そういうことで統一的に持つて

こうすることは、議論百出のまとまつてない、設置基準自体がまとめられない、おくれておる、そういう基本的なものがありながら、一方具体的には予算面等から制約をしながら、入れもののはう

については追い込んでいく、具体的にいま事実関係で追い込んでいくということを

作業としては、プロセスとしてはとておる、こういうふうに当然理解せざるを得ないと思いますが、いかがですか。

○杉江政府委員 設置基準といいますのは、國公立大学だけのものではなくて、國立私立体全体を通じてのものであります。それはいわば最低必要なものを持てているわけであります。そういうものもいままで他学部並みにはてきてなかつた。しか

しあつて大学基準協会で一應きめられた案といふものはあるわけであります。それが非常にあいまいな規定になって、人文、自然、社会全分野にわたって学習するというふうなことになつておるわ

たたつて学習するといふことになつておるわけであります。そういうふうなことがあって、それで他学部に比べても、他学部並みのそういうた

つつきりした基準ができるといふことがあつた。そういうことが学芸学部全体の弱い点なんですね。今度の國立大学の問題は、実はそういうことです。今度の國立大学を通じた問題は、やはりそういうふうな点で

整備されなければならぬ。一般的の國立大学の学部は、やはりそういうふうな最低の設置基準に要求さ

れること以上の整備をいろいろな面でやつておるわけです。教官組織においても施設設備においてもみなやつております。そういう国立大学の整備見通しは私は少ないと思います。特殊な例はあり

ます。だからやつていただけるなら非常にありますと、これはやはりもう少しすつきりした目的、性格が明らかになつて、教育

課程の基準も明らかにして、その上で整備すると

いうことがどうしても必要になる。そこで先般教

育課程の基準も御答申いただいたわけです。それ

らに即して國立大学としての整備を、最低の要件

にとどまらず、もう少し教官の面においても施設

設備の面においても整備して、実態はすでに教員

養成という実態を持つておるのであるから、そ

ういう実態に即して諸般の整備をしよう、こういう

考え方でございます。

○川崎(寛)委員 大学設置基準は私学も含んでお

る、そういう意味でいろいろ複雑な要素があ

る、こう言われたわけです。そういたしますと、な

おさら、教員免許の基準等の答申もなされてい

るわけでありますけれども、それらと関連をして、な

お私学を含んだ全般的なものとして考えなければ

ならないのを、國立系だけまず整備していく、こ

ういうことで事実関係を追い込んでおる、そういう

ことになりませんか。どうもいまの局長の御答

弁では、その点を改めて不明確だと思うのです。

○杉江政府委員 小中の教員養成としては、現実

に國が大部分責任を負つておるのであります。こ

とに小学校教員の養成については、國立大学にお

いて大部分の責任を負わざるを得ないのであります。そ

ういう特殊事情がありますので、國立大学においては、特にほかの公私立における教員養成以上にこれを充実強化していかなければなりません。そういう要請に基づいて今回のようないきなりで、このままでは決して変えませんけれども、私学でそれをやれるたまえをとります。それは決して変えませんけれども、私学でそれをやれるものが事実上ない、事実上絶対にないというのではないのですけれども、非常に期待であります。そういうのが現実だと思います。

○杉江政府委員 だれでもやれるたまえをとります。それは決して変えませんけれども、私学でそれをやれるものが事実上ない、事実上絶対にないというのではないのですけれども、非常に期待であります。

○川崎(寛)委員 これは決して変えませんけれども、私学でそれをやれるものが事実上ない、事実上絶対にないというのではないのですけれども、非常に期待であります。

○川崎(寛)委員 これは免許法の改正案が出されていませんので、この点なかなか議論がしづらいわけですから、免許法の改正案はいつ建議に基づいて出される予定ですか。

○杉江政府委員 ただいま検討しております。な

るべく早い時期に出したいと考えております。

○川崎(寛)委員 本国会中に出される予定ですか。

○杉江政府委員 検討しておりますが、なるべく

ならば出したいと考えております。

○川崎(寛)委員 先ほど来長谷川委員も言われた

ように、旧制師範教育への復活の懸念、あるいは具

体的には大阪学芸大学なり秋田大学、東京学芸大

学校等が今回の名称変更について応じなかつたとい

うことの理由は、旧制師範的なものへの復活を懸

られなかつた、こういう結果になつておるわけ

あります。先ほど來の局長の答弁によれば、義

務教育の問題についてはよいよ國家の機関にお

いてやろうという統一的な方向というものが事実

上先行しておる、こういうふうに見ざるを得ない

と思うのです。

そこで大学設置基準あるいは免許法の改正、そ

ういうものが全部そろつた上で、こういう名称変更

についても疑問の余地のないように、そういう懸

念のないよう処置をされることが教育の円満な

発展のために私は好ましいと思う。なぜそういう

変更になつて、閉鎖性のものに事実上なる、そ

ういうふうに見てよろしいですか。

○杉江政府委員 だれでもやれるたまえをとり

ます。それは決して変えませんけれども、私学で

それをやれるものが事実上ない、事実上絶対にない

といふのではないのですけれども、非常に期待で

あります。

○川崎(寛)委員 この点は水かけ論に終わると思

うのです。そこで、それでは安養寺説明員にお尋

ねしたいと思いますけれども、三月十六日の本委

員会における私の質問に対して安養寺さんは、「昨

年の一月」つまり四十年の一月です。昨年の一月

て、それを高橋委員が質問されましたことについて、局長はこういうふうに言つてゐる。「ただ当時におきましては一般に名称変更をする計画は、まだそのときには具體化していなかつたわけあります。」そのときは三月ですよ。三月の末具體化していくなかつたわけあります。ところが一方でありますように、あなたの方にはこの委員会にかけられたときにその場を過ごせばそれでいいんだという考え方があるわけです。だから皆さん方の答弁に対して、与党的皆さん方からすればあるいはしつこいと言われるぐらいに繰り返し繰り返しあがなされておるわけありますけれども、どうですか、一月にやつておきながら三月のこのときにはそういう計画はなかつたのだ、これは食い違ひじゃないですか。

う。予算の方針の説明の際にそういうことをちやんと担当課長はやっておられる。ところが当時におきましてはそういう計画は具体的にはなかつたのだ、これは私は簡単には了承できないのです。一方では具体的に各大学なり学部と相談をされておる、そういう方針を説明されておる。ところが本委員会における追及に際しては具体的な計画はないのだ、こういうふうに答弁しておられる。そのことを十六日の、つい一週間そこそこの前のときにもそういうふうに答弁をしておられる。そういたしますと、局長の答弁というものが責任を持つて、そしてまた大臣の答弁というものが旧制師範の復活その他ものではないというふうに言いつつも、あるいは先ほど師範教育の根本的なものは教育の国家統制だという点について局长も言っておられるわけだけれども、そういう懸念があるという世間のあるいは大学当局の疑問といふものについても、私はそういう態度ではこればかり了承を得られない。具体的に事実関係が食い違つてゐるのですからね。明確にしてもらいたいと思います。

○杉江政^府委員 先ほど御答弁したとおりであります。そのときも基本的態度としてあくまで御相談の上事を進めていきたいという態度であったわけであります。だからそのとき非常な問題、御異論があればそういうことも思いとどまらないければならないというふうな考え方もうちに含みながら御相談しておったところでありまして、そういうふうにすべきだというようなそういう基本的な方針というものは、まだあの段階においては具体化しているということを申し上げる段階ではなかつた。その意味において、私は食い違つてゐるというふうには考へておりません。

○川崎(寛)委員 それは納得できないのですよ。そうでしょ。具体的にこうしたいんだという方針といふものは話し合われている。しかし、具体的な計画はなかつたと三月の段階で答弁しておられる。どう考へてもおかしいですよ。関係者には方針を説明しておられるのですよ。本委員会ではそ

うじゃないと言つておられるのですよ。計画はなんだと言つておられる。なぜ率直にこういう方針で関係者とは話し合ひしておるということが言えなかつたのですか。

○杉江政府委員 いまの私の答弁について食い違つているということとばは、速記録のどの部分について御指摘なのでしょうか。

○川崎(萬)委員 十号の二ページ、最後の段の一一番最後のところに「ただ当時におきましては一般に名称変更をする計画は、まだそのときには具体化していなかつたわけであります。」その次に、「一ページおきまして五ページの一一番上段ですね。安養寺説明員の「昨年の一月の下旬に教員養成関係の」そういうあれは具体的に進めていくという説明があるわけです。

○杉江政府委員 わかりました。用例が適切であつたかどうかの問題はありますけれども、私の気持ちはそういうことであります。それと今回法律改正の措置をとることとは、もうその暮れまではきめなかつたのです。どういう状況になるかわからぬというような見通しを私は持つておつたわけであります。しかし幸いにして大多数の御賛成を得ましたので、今回踏み切つたわけであります。名称変更の問題は、実は中央教育審議会が三十三年に答申されたそのときからも出ているわけなんで、これは常に話題にのぼつており、また機会あることにむしろそのほうがいいのではないかとかということは申し上げてきたわけです。しかし、はつきりと法律改正まで踏み切るというような、そういうふうな強い考え方で当時いろいろ話し合いを進めたわけではありません。そういう点で私は具体化はしてなかつたといふうに申し上げたのであります。ただその具体化という意味がいろいろな広い意味を持ちますから、そういう点で私は理解されるような意味にもし解釈されるならば、その点において多少の食い違いはあつたといふことにもなるかと思います。

○川崎(寛)委員 それでは法律改正とか、つまり、そういったふうな固まつたものとしてではな

かつたんだ、こういうふうな意味で善意にとりたいと思います。

なおこれ以上追及してもあれですが、ただしかし委員会の審議については責任を持つてもらいたいと思うのです。先般中村大臣も、昨年の宮城教育大学をめぐる論議についてはいろいろと食い違いがあるようだ、こういうふうなことも言っておられるわけだけれども、こういうことについてはとにかくとかく世間に疑点を持たれがちですから、こういう点についてはひとつ慎重に、そして本委員会における答弁においては責任を持つて答弁をしていただきよう、政府側に要望いたしておきたいと思うのです。

そこで次に移りたいと思いますが、つまり教育の国家統制、教育内容というものを國できめることにたいへん問題があつたんだ、こういうことを師範学校教育との関連で先ほど答弁をしておられたわけでありますけれども、やはり教育の官僚統制ということになりますならば、先ほど長谷川委員も御質問になつてましたように、戦後の大学における教員養成といふたてまえからしますならば、その教育の自主性といふものが失われて、むしろ政府側で期待をいたしております優秀な人材が集まつてくるということについては、逆の結果が出てまいりうると思うのです。この点については、先ほど来の長谷川委員への御答弁を承つておきたいと私は思うのでありますけれども、しかしこれに関連をしまして、局長も前の各委員の質問に対して答弁をされて、とにかく最も根本的なもう一つの問題は、教員の待遇あるいは身分の保障、そうした点が問題だ、それをよくしなければならぬのだ、こういうふうに言っておられるわけありますけれども、教員養成系の大学における学科目なり教官組織なりあるいは施設、設備の整備等の拡充を進めていくとともに、国や地方団体が教師に對して報いるだけの待遇というものを十分に保障しなければならぬと思うわけです。その点について具体的に当然養成といふものと、それから卒業生が教師として現場に立った場合の、その待遇

なり身分なりの保障というものを大幅に引き上げていかなければならぬ、これは谷川委員も ILO の勧告等との関連で御指摘もありました。その点について、当然これに対応しなければならぬものとしての具体的な策といいますか、具体的な方針というものをお示しいただきたいと思います。

○ 杉江政府委員 これは私の立場では十分お答えできないわけでありますけれども、ただ待遇の改善、身分の向上については、文部省として十分に努力をしなければならぬ大きな課題だ、かように私は考えております。

それから次に、七五〇先生から、一度こいつたつ

この前、名稱変更のことはいまのところ考えておらないということを前の委員会において申し上げた。それを今回やるのはどういうことかといふ御質問ですが、そのときも、私は上村委員に対し、おいては、はつきり漸次そういうふうにしたいといふことを申し上げてゐるので、同じ当時の委員会において先生に対し別のお答えをするはずがないと私は考へたのであります。ところで、その後調べてみまししたらやはり私が申し上げたとおり、そのいまのところ考えておりませんということは、いわゆる総合大学において教員養成を行なつておられますそういう学部を分離、独立させるかどうかという先生の御質問に対し、そういうことは今までのところ考えておりません、こういうことを申し上げたわけでありまして、名稱変更については、当時から漸次そういうことをいたしたいということを言つてゐるわけであります。

それからいまの御質問についても、いまちょうど記録が出ておりますけれども、やはり昨年度においてもそういう質問が上村委員からありましたときには、それは現にお話している。だが、多くの学部長さんからたくさん意見が出ておりますと、いうことを、これは上村委員の御質問に対して答

えておるわけであります。そういうことで、先ほどの点、高橋委員からの御質問に對しては、あるいは具体化というような用例について、いろいろな解釈があるから御指摘のような御疑問も起つたかと思ひますけれども、ただ前の委員会において私が申し上げたことは、その当時からいろいろ御相談している、そして、その当時においてかなり多くの賛成者がござりますということを私はござえしているのでござります。そういう意味において、いろいろ私の答弁にも不適切な点があつたかもしませんが、一応駆明させていただきたいと思ひます。

○川崎(寛)委員 免許基準の改正という問題についてまだ検討中で出てこない、こういうことです
が、先ほど来、小学校は国立で、こういうこと
に事实上なるという見通しをお述べになられたわ
けです。ところが、二月に出されまして改定案

建議を見ますと、それに基づいて免許法が改正されますが、当然に免許基準の強化がなされ、うして私立における、あるいは一般大学における小学校の教員養成ということは事実上不可能になってくると思うのです。それは開放性のたてまえをとっておられる、こういうことを言っておられます、が、事実的にはそういう問題が出てまいりうと思うのです。そういたしますと、いま現場のほうにもありますし、あるいは教員養成の大学生在学中の諸君も持っております懸念というのは、小学校・中学校間における格差がつけられるんじゃないか、これは全国の小学校長協会の会長スピーチやはりそういう不安を申しておられるわけです。このことは、現在の給与の三本立てといふものですが、さらに四本立てになつていくのではないか、こういう懸念を持たれておるわけですが、その点いかがですか。

○杉江政府委員　今回の改正は、基本的には給与の三本立てと関係ないと私は考えております。いま小学校の教員養成が事実上国立大学が負担しなければならないようになるのではないかというにつきましては、これは現に小学校の教員養成は

八割以上国が担当しておるわけであります。それで、この小学校の教員の資質向上が、いま非常に重大な問題であるから、そういう観点からその教育内容も改善したいというのが今回の措置であり、またいま検討しております免許法の改正においても、そういう配慮からいろいろ考えております。しかし、開放性のたてまえはくずさないで、ただ事実上そういうことになつてゐるわけでありまして、そのことは、今後ともそういう状況が続々かと思ひますけれども、しかし、そのこととのたために何か小学校の教員養成の格下げになるといふようなことは全然考へておらない。むしろ、小学校

校の教員養成こそ重要だから、その部分を現に国で担当しているのだから、それを大いに充実強化したい、こういう考え方でいろいろな措置を考えております。

具体的に引き上げられなければならぬと先ほど御答弁になられたわけですから、これは自分の所管じやない、こういうふうに言われたのです。それでは責任がないと思うのです。具体的に先ほどおっしゃいましたように、國や地方団体がそうした占で報いられるだけの待遇の改善をしていくということが優秀な人材を確保していく根本になるわけですから、そのことは文部省として具体的にどのようにして実現をしようとしておられるのか、それをお尋ねしております。

○ 江戸川区長 委員 これは私の所管事項でないのですが、あまりはつきりしたことは申し上げかねるのですが、ありますけれども、私は文部省の一員といたしまして、そのことについて最善の努力をすることをはつきり申し上げたいと思います。

○ 川崎(實)委員 教員養成大学の設置あるいは創設といいますか、そういう形をとらないで、名称変更等の形で事実的に目標を持っていこうとしておられる。当然これに対応する待遇の問題はこれまで並行しなければならぬわけです。優秀なる人材を確保するというたてまえであるならば、優秀な教員を養成していくそのことと当然に並行して

いかなければならぬ。局長の所管でないといふとあれば、大臣がおられませんから、政務次官に基本的な御方針をお述べいただきたいと思う。

○中野政府委員 私、常々考えておることであります、学校の教師の仕事というものは昔もいまも変わりなく、どの職域の仕事よりも大切な仕事である、私自身平素から実は思い続けておるのでございまして、あらゆる機会に、陳情の方とかいろいろ参ったときに、「私はまず開口一番申し上げますことは、先生は自分の身分の待遇向上のためにいろいろ強力な要求を出して、そしてその目的達成をされるというような形自体がまことに不自然

である。要求を持つまでもなく、何といいましても、國の構成の上から申しまして、私どものあとに続く青少年の教育ほど大切な仕事はない。大割りな職場はないんだ。したがって、これはまことに常識的な私の發言でござりますけれども、要求を

待つまでもなく、どの職域の人たちの給与よりも先生の職にある人の給与は優先的に尊重して、その向上につとめなければならないということを、実は平素から私考えておるのでございまして、現在もその気持ちに変わりはありません。○川崎(寛)委員 大臣がお見えでございませんので、締めくくりの大臣に対する質問は保留をさせておいていただきたいと思いますけれども、最後に局長に、これは先ほど来長谷川委員もある質問された点でありますけれども、子供を教える技術の教育が重点になつてしまりますと、大学の本來の研究活動は犠牲にされてまいるわけです。その点については、教育研究というものが大学の中では保障をされ、そして十分に行なわれていく、大学のそういう教育の研究活動について押えるものではない、その点は断固として大学教育の原則といいますか基本目的、そういうものは貫かれていくものであるというふうに理解をしてよろしいですね。○杉江政府委員 大学が教育の場であると同時に、研究の場である、この原則はあくまで守るつもりでございます。のみならず、その研究機能をますます高めるように努力いたすつもりであります。

す。ただ私は、研究の面として、その内容面の研究と同時に技術の研究もまた必要だ、この点が実は研究の面において欠けていたのではないか、こういう点は同時に考えております。しかし教員養成の学部におきます教育を技術面に片寄らせるこ

○八田委員長 午後一時十分まで休憩いたします。
午後零時四十二分休憩 とはどるべきではない、かようになっております。

卷之三

○八田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○川崎(寛)委員 われわれこの法案については慎重に審議を進めてまいったわけであります。先般来次官あるいは局長に対しましてもいろいろと御質問を申し上げましたが、最後に二、三点大臣にお尋ねをいたしたいと思います。

まず第一には、これは先般来お尋ねをいたして
おる点でありますか、確認をいたす意味におきま
して大臣にお尋ねねするわけですが、今回の学芸大

学あるいは学芸学部を教育大学、教育学部に統一をして名称を変更しようとされる。このことにつ

いては、教育を国家統制するものではないか、それから旧制師範教育への復活ではないか、こういうことで、現に秋田大学あるいは大阪学芸大学等

においてもそういう懸念が持たれて了承を得られなかつた経過があるわけであります。われわれもその点についてたいへんに危惧を持つておるわけでありまし、もし名跡をもとご見されて、ある

いは学芸大学、あるいは学芸学部、こういう従来のままで修正をされるならば、われわれとしては

この法案については、あと北見工業大学その他大学院の新設等を含めて重要な内容を持った。またわれわれが賛成すべき内容を持つた法案でございまでの、名称の変更があれば全面的に賛成をして、さらには年度内成立という方向についても賛成

力をいたしてまいる、こういうつもりであつた
わけであります。しかし、先般來の質疑を通じ

て、名称等の変更については長い経過があつてできない、そういう趣旨でもありますし、それであれば、われわれとしては、年度内成立の努力をいたしてまいりましたが、この点については責任を負えない、こういうことになりますので、今後の問題についてもいろいろと問題があろうかと思いますが、ひとつ最後に念を入れてこの点を確かめて、この法案の審議を終わりたい、こう思います。そこで、先ほど言いましたように、国家統制による旧制、師範教育への復活ではない、そういうものを意図するものではないということについての大臣の明確な御答弁をお願いいたしたいと思います。

○中村(梅)国務大臣　ただいま御指摘の点は、たとえば国家統制とか戦前の師範学校への復活とかいうようなことは絶対にございません。私どもの目標は、中教養や教職員養成審議会の研究と答申及び建議の精神に沿いまして、できるだけつながる教職員を養成したい、そのためにはなるほど教科内容等は充実いたしますが、それと同時に教官の充実等をいたしまして、教育内容を改善し向上していきたい、そして、りっぱな教職員の養成をはかりたいということだけでありまして、それはすっかりとした、学芸学部とか学芸大学というように何を目標にしたのか明確でないような姿よりは、やはり教職員を養成する学部、学科であるといふことを明記するようになつた審議会の答申や建議の線に沿いまして、教育学部等に名称を変更したいということでありまして、名称を変更するからといって、旧師範学校のような姿にしようというような意図は絶対にございませんし、また、戦前と今日とは世の中が全然変わつております。憲法上の制度も変わっております。したがって、私は御納得をいただいてこの内容を御検討いただければ、その危険性も全然払拭していただきとができるのじやないか、こう思つておる次第で、時勢並びに諸制度から見ましても、また私どもの文部当局の考え方いたしましても、師範学校に復元するというようなことも絶対にありません

し、また、それがために教育を統制していこううんといふことも、これは学校教育法、教育基本法等で日本の教育制度の根本はきまつておるのであります。さようなことは絶対にございませんことを、私はここに明言申し上げておきたいと思ひ

の一部が取り入れられまして、今度は初任給の一
般職との差額が約二千一、三百円になつたかと思
いますが、そういうふうに今まで努力をしてお
るところでござります。今後も私どもは努力を続
けたいと思いますが、それにはやはり誇りを持つ

○川崎(寛)委員 第二点は、教員養成というものの重要性についてはわれわれも十分に認めておるわけであります。学科目あるいは教官組織、施設設備、そういうものの整備充実ということは当然になされなければならないと思いますが、それと同時に、問題は、そうした大学を卒業した現場に立つ教師の者自らが、身をもって教育に専念できま

てその教職の職務を遂行していく。また実態的にも、教員養成の学部の施設設備、教官組織の内容充実をいたしまして、そういうわれわれの主張が人事院その他関係方面で受け入れられるような客觀情勢もつくっていく必要がありますので、そういう方向で努力をし、将来は、できれば教育職というものにつきましては、教育特別職といいますか、利食事等扶助引取の制度によっておりま

るということのためには、これも先ほど来繰り返し御質問をいたしておりますが、國なり地方自治体なり受け入れる側が教師の待遇を十分に引き上げて、そして身分保障を行なっていく、こういうことが当然並行しなければならないと思うわけであります。いまの場合、一方の養成関係の組織のほうだけが進んでおりまして、そちらの点は並行していいない、こういう点が繰り返し何人かの委員から、これは与党を含めまして質疑の際に、重要性は政府側からも答弁があるわけであります。が、給与その他の待遇の大大幅引き上げについて具體的にどのように進めていかれるか、その方針をお示ししていただきたいと思います。

○川崎(宣)委員 第二点といたしまして、この国立学校設置法と並行して、当然免許法の基準改定についての建議に基づいた法案の計画もあると聞いておるつでありますけれども、そういうものについては、やはりそうした人事院を中心に関係方面的の受け入れられるような客観情勢というものを見える必要がある。この意味からも、今回このこの教員養成学部、学科の名称変更並びにそれに伴う施設設備、教官組織の充実等は、非常に基礎的な作業として重要なことであるというように私も考えておる次第でござります。

○中村(梅)國務大臣 教職員の待遇を改善する必要のあることは、私ども痛感をいたしておりますところで、今後一そう努力をいたしたいと思いますが、従来おきましてもやつてはおるのです

が明確に出されなければ、いろいろの教育課程の改正による今後の問題点等についても十分な議論ができないわけでありまして、それらの点、今後の問題として、こうした免許基準の改定、そういう

が、あまり目立った効果を發揮しておりませんので、そういうような御指摘をいただくわけでござ

うことによつて大学内の一般教育や専門教育といふものが不当に圧迫されたのでは、大学教育の本

育職員につきましては一般職の公務員に比較しまして初任給を若干高くしてございまして、これはおそらく約一千円くらいだったと思いますが、自來奉合の改善につきましては文部省として数回こ

来る目的というものが否定をされてまいるわけではありませんから、そうした学術専攻のための教育課程が今後制限をされる、そういうことのないようになされなければならぬと思うわけでありますけれども、そのことにつけての斤言と長考と頂いて、とい

わたくち人事院に向かって要望をいたしております。昨年の人事院勧告におきましてはその要望

○中村(梅)国務大臣 大学でござりますから、大
と思います。

学の教育は、教育と同時に研究を兼ね備えたものでなければなりませんので、この精神はますます充実をしてまいりたいと思っております。

ただ免許法関係につきましては、これも御承知のとおり教育職員養成審議会でいろいろ研究をし

まして、その結論が答申されておりますので、私どもは、この答申は専門家の研究として尊重をしてまいりたいと思っております。しかしこれもで

きるだけ無理のないようにいたしたいと思っておるわけありますが、御承知のとおり、小学校は非常に幅広い科目を受け持つますから、やはりその幅広い状態に応じる、あるいは中学校は、それの次に位する、あるいは高等学校は、受け持つ科

目は少ないが、しばられるが、深くいかなければならぬ、こういう差がありますから、そういう差に応じた、やはり免許の単位の取得等について考慮をしていきたいと思っております。まあこれ

なども私どもは、教員養成の実態を充実向上させ

ていこうという意図に基づいておるもので、御指摘のように、できるだけ教員養成の学部、学科に

おける教育の内容を整備充実していく、この精神には変わりがありませんので、御指摘の御趣旨と全く沿った考え方であると思うのであります。

○川崎(寛)委員 終わりります。
○八田委員長 これにて本案についての質疑は終了いたしました。

○八田委員長 これより討論に入るのであります
が、討論の通告もございませんので、直ちに採決いたします。

国立学校設置法の一項を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○八田委員長 起立多数。よって、本案は原案の
とおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任

願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○八田委員長 次会は来たる三月三十日水曜日、午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十六分散会